

阿南町
子ども・子育て支援事業計画

2015（平成27）年3月

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現	3
1 統計からみる阿南町の子ども・子育ての現状	3
2 保育園の現状	4
3 阿南町子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	5
第3章 計画の基本理念	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 施策体系	9
第4章 施策の展開	10
1 子育て支援の充実	10
2 地域における子育て支援	16
第5章 保育等の量の見込みと確保方策	17
1 目標事業量の設定	17
2 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	17
第6章 計画の推進体制	21
1 計画の推進に向けて	21
2 計画進捗・評価	21
第7章 資料	22
1 阿南町子育て支援に関するニーズ調査結果	22
2 阿南町保育園利用者負担徴収基準額表	42

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化を踏まえ、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年に「次世代育成支援推進対策法」を制定し、総合的な次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかし、その間も出生数や合計特殊出生率の減少は止まることはなく、一層の少子・高齢化が進んでいます。加えて経済状況や女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、それに伴って低年齢時からの保育の必要性が高まっています。また、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣の住民から子育てに関する助言や支援が受けられず、不安や困難を抱える保護者が増加しています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国では新たな子ども・子育てに関する支援制度を構築していくための取り組みを進めてきました。平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置後は、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を進めてきており、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指します。

本町は、他に先立ち少子化の波が押し寄せ始めた時代から、保護者だけでなく行政と地域が協働して子育て支援を行う施策の実施及び環境の整備に取り組んできました。その一方で、女性の社会進出や共働きの増加による低年齢児保育ニーズの増大など、本町においても子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境をより一層整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こうした新制度に対応するものであり、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

今後上位計画である「第5次阿南町総合計画（平成18年度～平成27年度）」、「実施計画」、「阿南町教育基本方針」及びその他関連計画とも整合性を図るとともに、平成27年度から「第6次阿南町総合計画（平成28年度～37年度）」の策定が開始されることから、その中で本計画を反映させるとともに、必要に応じて本計画の修正を行います。

3 計画の期間

本計画は、平成26年度中に策定、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

H26年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	阿南町子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
						次期計画		

策定 →

評価・策定 →

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計からみる阿南町の子ども・子育ての現状

(1) 人口等の状況

阿南町の人口推移をみると、減少に歯止めがかからない状況が続いています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢（15～64歳）人口の割合は減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加し続けており、平成22年の年少人口割合は10.6%、老年人口割合（高齢化率）は40.0%となっています。

世帯数は、平成2年以降も減少傾向で、一世帯あたり人員数も減少し続けています。今後も高齢者単独世帯の増加が予想されます。

■表1 年齢（3区分）別人口の推移

年	世帯数	人口(人)			
		総数	年少 (0～14歳)	生産年齢 (15～64歳)	老年 (65歳以上)
平成 2	1,967	6,851	975	3,966	1,910
平成 7	1,937	6,565	887	3,540	2,138
平成 12	1,926	6,232	780	3,202	2,250
平成 17	1,906	5,972	688	2,983	2,301
平成 22	1,793	5,455	578	2,696	2,180

国勢調査

(2) 出生の状況

出生数の推移をみると、平成2年以降も減少し続け少子化が進行しているものの、近年では、隔年で極端な増減がみられる傾向となっています。このことは、保育園・小中学校等の学級編成をはじめ、保育園・学校運営に大きく影響してきています。出生率も同様の傾向がみられ、国・県と比べて低い値となっています。

■表2 出生数・出生率の推移

年	人口	出生数	出生率 (人口千対)
平成 2	6,837	55	8.0
平成 7	6,601	51	7.7
平成 12	6,268	42	6.7
平成 13	6,232	36	5.8
平成 14	6,129	37	6.0
平成 15	6,076	30	4.9
平成 16	5,994	33	5.5
平成 17	5,924	33	5.6
平成 18	5,833	33	5.7
平成 19	5,755	38	6.6

平成 20	5,636	33	5.9
平成 21	5,524	37	6.7
平成 22	5,441	25	4.6
平成 23	5,318	19	3.6
平成 24	5,227	33	6.3
平成 25	5,123	25	4.9
平成 26	5,142	31	6.0

住民基本台帳（4月1日現在）

母親の年齢別出生数の割合は、表3の平成14年及び平成18年に対し平成23年をみると、晩婚化や女性の社会進出、医療技術の進歩を背景に出産年齢が高齢化しているとはいえませんが、これは、分母の出生数自体が小さいことが影響しているものと考えられます。

■表3 母の年齢別出生数

年	総数	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
平成 14	36人	2人 5.6%	4人 11.1%	9人 25.0%	17人 47.2%	3人 8.3%	1人 2.8%
平成 18	34人	1人 2.9%	6人 17.6%	11人 32.4%	12人 35.3%	4人 11.8%	0人 0.0%
平成 23	29人	0人 0.0%	3人 10.4%	14人 48.3%	9人 31.0%	3人 10.3%	0人 0.0%

人口動態統計（10月1日現在）

出生順位別出生数は、下の年でみると平成23年は、総数は減少していますが、第3子・第4子の割合が高くなっています。

■表4 出生順位別出生数

年	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子～
平成 14	36人	18	11	5	2	0
平成 18	34人	15	14	4	1	0
平成 23	29人	10	8	7	4	0

人口動態統計（10月1日現在）

合計特殊出生率をみると、次表のすべての年代において長野県より高い値となっています。

■表5 合計特殊出生率

	S58～62	63～H4	5～9	10～14	15～19	20～24
阿南町	1.86	1.89	1.84	1.70	1.53	1.58
長野県	1.84	1.72	1.65	1.57	1.50	1.53

人口動態統計（10月1日現在）

2 保育園の現状

(1) 施設の名称等

名称	設置場所	設置者
大下条保育園	長野県下伊那郡阿南町西條 1210 番地 1	阿南町長
富草保育園	長野県下伊那郡阿南町富草 3935 番地	
新野保育園	長野県下伊那郡阿南町新野 2021 番地 1	

(2) 保育園児童数の状況

平成2年の児童数と平成26年の児童数をみると、児童数の減少は少子化によるものですが、各保育園の増減の状況が対症的な値を示しています。和合保育園は平成22年度から休園となりましたが、富草保育園が平成2年42人、平成26年43人とほぼ同数であるのに対し、平成2年50人在園していた新野保育園は平成26年には半分以下（44.0%）の22人となっています。

また、未満時保育の児童数は、母親がパートや臨時的任用などの育児休業制度ない職業の場合、一昔前に比べ、毎年増加の傾向にあり、町では配置基準を超えた場合、臨時保育士を雇用するなどの対応を行っています。

■ 表6 保育園児童数の推移

年	富草	大下条		新野	和合	計
		中央	北條			
平成 2	42	55	32	50	0	179
平成 7	43	60	25	40	6	174
平成 12	49	46	31	36	2	164
平成 13	45	37	34	32	2	150
平成 14	41	33	30	42	2	148
平成 15	38	33	29	40	2	142
平成 16	42	68		39	2	151
平成 17	37	80		37	2	156
平成 18	34	69		38	5	146
平成 19	35	65		32	3	135
平成 20	33	63		31	4	131
平成 21	33	64		28	3	128
平成 22	37	70		28	休園	135
平成 23	38	72		27	休園	137
平成 24	40	63		27	休園	130
平成 25	35	62		24	休園	121
平成 26	43	62		22	休園	127

4月1日現在

3 阿南町子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

本計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者の子育て実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「阿南町子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(1) ニーズ調査の概要

目 的	事業計画で確保されるべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するとともに、これら現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため。
実施期間	2014（平成26）年11月27日から12月15日
調査対象	就学前児童
回収率	66.7%（配布数108、回収数72）

(2) 調査の結果（本計画策定のポイント）

全部の調査結果は、「第7章 資料 1 阿南町子育て支援に関するニーズ調査 結果」のとおりです。

本計画を策定するにあたり、策定のポイントとした事項については以下のとおりです。

ア 問7の日常的に子どもを祖父母等の親族にみてもらえる人は、30人（41.7%）、最も多かったのが、緊急時の祖父母等の親族で42人（58.3%）いました。

イ 問11の母親の就労状況では、72人中57人が就労中であり、79.2%を占めました。これまで就労したことがない方は、いませんでした。

ウ 問15の阿南町の子育て支援事業については、「知っている」が全体の82.6%、44.1%の方が利用したことがあると回答しました。

エ 問16-3の平日に定期的に利用している教育・保育事業は全員が阿南町の保育園でしたが、1週当たりの利用日数は平均5日、1日平均8.2時間でした。

オ 問16-4の保育事業を利用している理由で最も多かったのが、「子どもの教育や発達のため」が57人、次に「子育てをしている方が現在就労しているから」が49人でした。

カ 問19の特別保育等の利用希望については、土曜日の場合、利用の希望がないが、50人で69.4%を占め、次に月に1～2回程度利用したいが12.5%の9人でした。

利用希望時間は、平均8時から16時6分までという結果でした。

キ 問20-3、子どもが病気の際、できれば病児・病後児施設として利用したいと回答した多くは、小児科に併設した子どもを保育する事業形態を希望していることがわかりました。

ク 問28の学童クラブに期待することでは、子どもの居場所の確保が1番多く14人、次いで集団生活を通じた社会性の育成と友だちづくりが同数の8人でした。

ケ 問29の育児休業では、取得したことがない母親が43人59.7%、取得したことがある母親が27人37.5%でした。結婚や子育てに専念するために退職した母親が多いためか、育児休業を取得した父親は1人という回答でした。

コ 問30の現在の子育てについて不安に感じていることや、負担に感じていることがありますかでは、1番多かったのは「自分のための時間やリフレッシュの時間がとれない」が37人、2番目は「子育てや教育に関する経済的負担が大きい」が28人、3番目は「小さな子どもにとって安全な遊び場所が身近にない」が26人、次に「仕事と子育ての両立が難しい」が23人でした。

子育てについて、「特に不安などない」が17人という一方で、「子ど

もの教育に対して不安がある」と答えた方は12人でした。

サ 問32の子育て支援で最も力を入れてほしいものは何ですかでは、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が48人で最も多く、次が「地域子育て支援拠点（親子が集まって遊んだり情報提供したりする場所）の整備・充実」で29人、「家庭に対する財政的な支援の充実」と「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備のための企業に対する働きかけ」が23人で同数でした。

シ 以上のほか、たくさんの意見・要望については、本計画のほか、上位計画である次期阿南町総合計画に活かしていきます。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

平成25年度に、町教育委員会が策定した阿南町教育基本方針に定める基本理念「ともに学び、ともに育み一人ひとりが輝き、健康で豊かに生きる町・あなん」に基づき、阿南町の自然や文化、歴史などの恵まれた環境の中で、子どもの健やかな心身の発達を願い、子ども一人ひとりを大切にするとともに、保護者から信頼され地域に愛される保育園など子育て支援の充実を図り、豊かな人間性を持った子どもを育成します。

【阿南町教育基本方針抜粋】

幼児教育方針	阿南町の自然や文化、歴史などの恵まれた環境の中で、子どもの健やかな心身の発達を図り、子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され地域に愛される保育園を目指し、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
幼児教育の重点	<ol style="list-style-type: none"> 1 重点的な施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育計画の点検・評価による保育の質の向上 (2) 「親と子の育ちの場」としての子育て支援機能の充実 (3) ニーズに応じたきめ細やかな対応 2 保育目標 <ol style="list-style-type: none"> (1) だれとでもなかよくあそぶこども (2) あそびをくふうしていけるこども (3) さいごまでやりぬくこども
重点事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における子育て支援サービスの充実 子育て支援センター事業の充実 2 保育サービスの充実 通常保育、一時保育、延長保育、未満児保育、障害児保育、希望保育、特別保育、病児・病後児保育

2 基本目標

「第5次阿南町総合計画（平成18年度～平成27年度）では、本計画に先立ち、施策の大綱中に「子育て支援対策と児童福祉の充実」を掲げています。

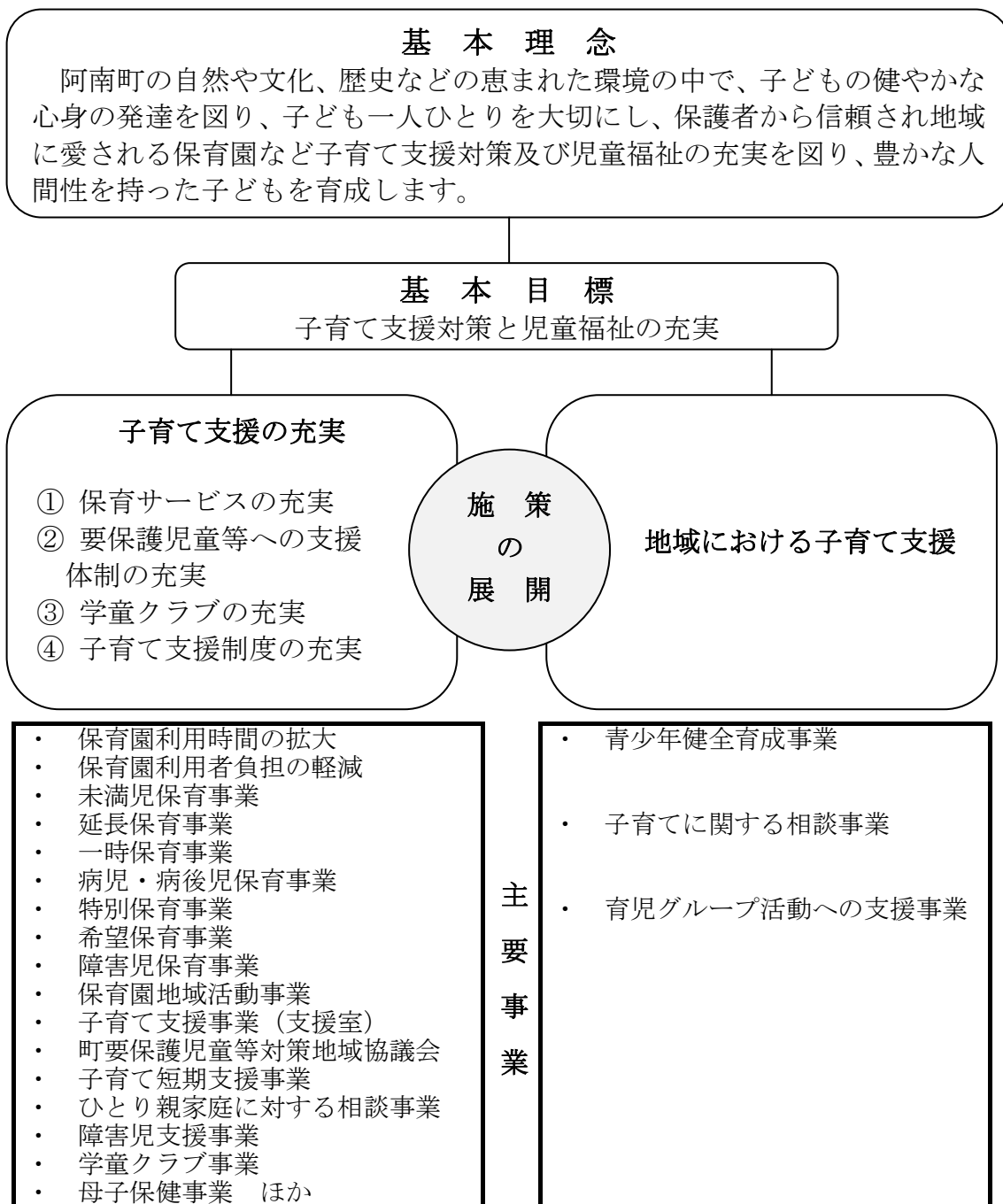
本計画においても、総合計画を踏襲し「子育て支援対策と児童福祉の充実」を基本目標とします。

【第5次阿南町総合計画抜粋】

施策の大綱	<ol style="list-style-type: none"> 4. みんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくり <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉の向上 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 子育て支援対策と児童福祉の充実 子供を安心して生み育てる社会を形成するため、多様な保育サービスの提供や放課後児童対策、相談体制
-------	---

	<p>の充実など地域で子育てを支援する体制づくりや施設整備に努めます。</p> <p>また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談・指導体制の充実を図ります。</p>
施策の展開	<p>(1) 子育て支援の充実</p> <p>① 保育サービスの充実</p> <p>② 相談・指導の充実</p> <p>③ 学童クラブの充実</p> <p>④ 子育て支援制度の充実</p> <p>(2) 地域における子育て支援</p>

3 施策体系



第4章 施策の展開

1 子育て支援の充実

子どもたちがやさしい心を持ち、明るく健康に育つよう、町全体で子ども・子育て支援施策を積極的に展開していきます。

(1) 保育サービスの充実

保育の量的拡大・確保並びに保護者の経済的負担を軽減するとともに、保育園の施設整備を進め、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

① 認定区分等

新制度施行に伴う本町の保育認定区分及び保育必要時間等は、次のとおりです。

新制度			旧制度	
認定区分	認定の内容（保育必要時間）	対象	認定区分なし	
2号認定 (3歳以上:3~5歳)	保育認定	保育短時間認定 (最長8時間)		お子さんが満3歳以上で「保育に必要な」共働き家庭等 (月64時間以上のパートタイム就労)
		保育標準時間認定 (最長11時間)		お子さんが満3歳以上で「保育に必要な」共働き家庭等 (月120時間以上のフルタイム就労)
3号認定 (3歳未満:0~2歳)	保育認定	保育短時間認定 (最長8時間)		お子さんが満3歳未満で「保育に必要な」共働き家庭等 (月64時間以上のパートタイム就労)
		保育標準時間認定 (最長11時間)	お子さんが満3歳未満で「保育に必要な」共働き家庭等 (月120時間以上のフルタイム就労)	

② 保育園利用時間の拡大

子育て環境の変化によるニーズの多様化に伴い、受け入れ体制の質及び量的充実と環境の整備のため、保育利用時間を拡大します。

これにより、職員の勤務体制の見直し、臨時職員の確保及び時間外勤務手当510万円の予算化（平成27年度当初予算ベース）等の財政措置を行います。

また、保育時間拡大により延長保育利用者の減少が見込まれます。予算ベースで延長保育料（30分100円）は、平成26年度の歳入予算78万円に対し、平成27年度は歳入予算18万円を計上し、前年度比減額60万円を見込んでいます。

区分	新制度			旧制度		
通常 保育	認定区分	保育利用可能時間			保育園開園時間・延長保育時間	
	保育短時間認定	平日	8時から16時		平日 8時から16時30分	
		土曜日	8時から11時30分		冬季〔11月～3月〕	
保育標準時間認定	平日	7時30分から18時30分		8時から午後16時 土曜日：8時から11時30分		
延長 保育	保育短時間認定	平日	7時30分から8時 16時から18時30分		平日	通常 7時30分から8時 16時30分から18時30分 冬季〔11月～3月〕： 7時30分から8時 16時から18時30分
		土曜日	7時30分から8時 11時30分から18時30分			
	保育標準時間認定	土曜日	11時30分から18時30分		土曜日	7時30分から8時 11時30分から18時30分

(注) 土曜日は、希望者のみ。

■ 支給認定決定園児数及び保育利用決定園児数

(平成27年3月10日現在)

区分	大下条保育園		富草保育園		新野保育園		合計	
	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間
2号認定	8人	16人	20人	27人	6人	9人	34人	52人
3号認定	5人	9人	4	14人	1人	1人	10人	24人
合計	38人		65人		17人		120人	

③ 保育園利用者負担の軽減

町の保育料の軽減は、平成19年度から実施（平成23年度の一部改正）により複数の児童を養育する保護者の負担を少なくする目的で施行してきました。

対象児童は、中学校卒業までの児童とし、2番目の児童で5割、3番目以降の児童で約9割の軽減が受けられます。

新しい利用者負担額は、新制度で定める保育標準時間11時間の利用者負担額を旧制度の標準時間8.5時間の保育料と同額と定め、保育短時間8時間は、保育標準時間の額から一律200円減額した額とし、一層の軽減を行います。（第7章 資料 2 阿南町保育園利用者負担徴収基準額表を参照）

子ども・子育て新制度施行に伴う、保育園利用者負担においても引き続き実質軽減し、影響額は約3,700万円に上り、子育てに係る保護者の保護者経済的負担を図ります。

■ 軽減による影響額（概算）

区分	月額	年額
町 a	754,000円	9,048,000円
国徴収基準額 b	3,842,000円	46,104,000円
影響額 b - a	△3,088,000円	△37,056,000円

④ 利用定員の数

利用定員は、認定区分により次のとおりとします。

施設の名称	教育・保育施設の種類	1号認定区分	2号認定区分	3号認定区分		合計
				0歳	1～2歳	
大下条保育園	保育所	0人	50人	10人	30人	90人
富草保育園	保育所	0人	30人	2人	13人	45人
新野保育園	保育所	0人	30人	5人	5人	40人
合計		0人	110人	17人		

⑤ 通常保育事業

多様化する保護者の保育ニーズに対応できる保育事業を実施します。町内3保育園による保育サービスを提供し、年間計画に基づいた保育と保育ニーズに合わせた保育の質の向上、保育サービスを実施します。必要に応じて途中入園を受け入れます。(未満時保育事業に同じ。)

⑥ 未満児保育事業

3歳未満児の保育ニーズに対応するため、未満児保育を実施します。

⑦ 延長保育事業

保護者の多様化する就労状況等に対応するため、通常の保育時間を超えて延長保育を実施します。

ア 延長保育の実施日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び保育園の休日並びに入園式、卒園式及び運動会を行う日を除いた日とする。

イ 保育時間

- ・ 平日 午前7時30分から午前8時まで及び午後4時から午後6時30分まで
- ・ 土曜日 午前7時30分から午前8時まで及び午前11時30分から午後6時30分まで

ウ 延長保育利用者負担額

保育時間30分につき100円

⑧ 一時保育事業

保育園に入園していない児童(未就園児)の保護者の就労、疾病や冠婚葬祭等による一時的な保育ニーズに対応するため、一時保育を実施します。

ア 一時保育の利用限度

週3日以内かつ月12日以内

イ 保育時間

- ・ 平日 午前8時30分から午後5時まで
- ・ 土曜日 午前8時30分から正午まで

ウ 一時保育利用者負担額

児童区分	利用負担金	その他
3歳未満児	1時間 500円	おやつ・食事代を含む
3歳以上児	1時間 300円	

⑨ 病児・病後児保育事業

病氣中や病氣の回復期にある児童の保育ニーズに対応するため、病氣中・病氣回復期にある園児を専用スペース等で一時的に預かります。

- ・ 病氣のため保育園で預かることができない児童に対して、健和会病院(飯田市鼎)内の「おひさま“はるる”」で「病児保育」を行います。

⑩ 特別保育事業

春休み（3/30、3/31、4/1）、夏休み（8/13～15）などで保育を必要とする子どもに対し保育を実施します。

利用者負担 無料

⑪ 希望保育事業

土曜日の保育ニーズに対応するため、毎週土曜日に保育を実施します。

実施園：大下条保育園、新野保育園

利用者負担 無料

⑫ 障害児保育事業

心身に障害を持ったお子さんを預かり、一緒に伸び合う力を育てます。

⑬ 保育園地域活動事業

保育園と地域のふれあいのため、地域活動や交流事業を実施します。

⑭ 子育て支援事業

ア 子育て支援室の設置

大下条保育園を拠点とし、子育て支援専門員を中心とした子育ての相談・助言・支援体制の充実を図ります。また、子育てに関する講演会や子育て学級を開催します。

イ 未就園児交流（保育園開放）及びさくらんぼの会

安心して子育てができるよう、未就園児とその保護者に保育園を開放します。また、さくらんぼの会を通じて、異年齢の交流、親同士の交流をしながら安心して遊ぶことのできる場、子育て情報の提供を行います。

年5回実施

⑮ 保育園施設整備事業

保育園施設及び設備の状況により必要な整備・改修等を行い、保育環境の向上に努めます。

(2) 要保護児童等への支援体制の充実

児童虐待の防止に向けて、未然に防ぐための相談体制を充実し、虐待が疑われる家庭の情報共有など関係機関との連携の強化を図ります。児童虐待が起こってしまった場合には、被害にあった子どもの保護やケアに努めます。

① 阿南町要保護児童対策地域協議会

虐待等による要保護児童の早期発見や適切な保護並びに不登校の改善を図るため、地域協議会の機能強化を図り、関係機関（保育園・学校・児童相談所・民生児童委員等）との連携を取りながら、実態把握、個別ケース検討会議等を開催し、適切な対応に努めます。

② 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気、出産、看護、仕事など、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安、育児疲れなどのリフレッシュするために、一時的にお子さんを施設においてお預かりし、養育・保護を行います。

- 平成 27 年度から児童養護施設慈恵園（下伊那こども家庭支援センター こっこ：豊丘村神稲）と契約し、事業を提供します。

③ ひとり親家庭等に対する相談事業

地域のひとり親家庭等に対して、子育てや生活支援、就業支援、及び、経済的支援など、自立に向けた支援施策を推進します。具体的には、飯田保健福祉事務所に配置されている女性相談員と連絡調整をとり相談業務を行います。

④ 障害児支援事業

障害の程度などに応じた、教育・保育が受けられるように支援を行います。また、経済的な支援と併せて、障害児の健やかな成長を支援します。

ア 支援を必要とする児童生徒への教育的支援

障害をもつ児童生徒に対する学校生活上の介助、学習指導上の支援等を行うため、小学校及び中学校へ教育支援員を配置します。

- 平成 27 年度町費による支援員等の配置：小学校 2 校 4 人、中学校 2 人

イ 障害児保育事業<(1)保育サービスの充実⑫>

(3) 学童クラブの充実

保護者が就労等により、小学校に就学している児童を放課後帰宅しても家に誰もいない場合、保護者などの仕事が終わるまで預かり、その健全な育成を図ります。

なお、本事業は、クラブが広い地域に分散し規模が小さいことから国の放課後児童健全育成事業の採択要件に該当しないため、町単独で実施します。

- 学童クラブの所在地

富草学童クラブ	役場富草出張所 機能訓練室
大下条学童クラブ	大下条小学校 旧公使室
新野学童クラブ	新野小学校 ミーティングルーム

- 開所時間・利用料

区 分		時 間	利用料
月～金曜日		放課後～午後 6 時	1 回 300 円
土曜日及び学校行事による振替休日		午前 8 時～午後 6 時	
春・年末年始の長期休業日			
夏の長期休業日	7 月		1 回 500 円
	8 月		

(4) 子育て支援制度の充実

保育サービスの充実、要保護児童等への支援体制の充実及び学童クラブの充実のほか、乳幼児や児童の保健の向上、家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育て支援制度（補助事業など）を一層充実します。

① 母子の健康の確保

妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、経済的な負担を軽減し、安心・安全な出産ができるよう健康診査等の充実を図ります。

ア 母子保健事業

- ・ 両親学級、両親子育て相談
- ・ 妊産婦訪問指導、妊婦健康診査
- ・ 乳幼児健診・指導・相談
4・7・10か月健診、1.6歳・2歳・3歳児健診、1歳児相談
- ・ 離乳食教室
- ・ 新生児訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 中学生赤ちゃんふれあい体験学習
- ・ 未熟児養育医療給付
- ・ 育成医療給付
- ・ めばえ支援事業（不妊治療支援補助）

イ 予防接種

ウ 福祉医療費給付制度

② 乳児から大学生までの経済的支援

赤ちゃんから社会人になる前まで一貫して子育てに係る経済的負担の軽減のため、町独自の補助制度の充実を図ります。

■町単子育て支援補助制度

年代別	事業内容
乳児	・ 保育園利用者負担の軽減
幼児	・ 保育園利用者負担の軽減
小学生 ・ 中学生	・ 学校給食費補助事業 町内小中学校に在籍する児童・生徒の保護者が負担する学校給食費について、その2分の1を補助します。
高校生	・ 高校生通学等補助事業 通学のための定期代、回数券代、下宿代は支払金額の2割以内、下宿代については、月額5,000円を限度に補助します。
	・ 修学資金利子補給金交付事業 教育資金の利子を補給し、経済的負担を軽減し修学を支援します。
大学生	・ 修学資金利子補給金交付事業 奨学金及び教育資金の利子を補給し、経済的負担を軽減し修学を支援します。

③ ブックスタート事業、セカンドブック事業

絵本を通して、子どもの「こころ」や「ことば」を育み、親子の絆を深めることを応援するため、絵本のプレゼントを行います。

- ア ブックスタート事業
7か月健診時に絵本を2冊贈呈します。
- イ セカンドブック事業
小学校入学時に絵本を2冊贈呈します。

2 地域における子育て支援

地域において安心して子育てが行えるように、保護者や子どもの交流や居場所となる場所の設置や子育てに関する相談を実施する場の提供を行います。

(1) 青少年健全育成事業

地区子ども会育成会の運営支援等を通じて、地域における子育て支援の充実を図ります。

① 各地区子ども会育成会活動助成

② 体験学習の実施

通学宿泊体験合宿「あなん元気塾」

- ア 対象：町内小学5・～6年生
- イ スタッフ：地域の大人の参画
- ウ 実施場所：阿南少年自然の家

(2) 子育てに関する相談事業

子育て支援室（大下条保育園内）を拠点とし、各地区で実施します。

(3) 育児グループ・サークル活動への支援事業

地区にある育児支援グループ・サークル（新野地区：プーさんの会）を支援するとともに、他地区においてもグループの育成を図ります。

第5章 保育等の量の見込みと確保方策

1 目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る主な事業の現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、平成27年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、平成26年度に実施した「阿南町子育て支援に関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

本事業の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を、保育園区ごとに当該区域として設定するものとします。

2 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(1) 教育事業

	実績	推 計				
	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
A 量の見込み	—	—	—	—	—	—
1号認定	—	—	—	—	—	—
2号認定（教育）	—	—	—	—	—	—
B 確保方策	—	—	—	—	—	—
1号認定	—	—	—	—	—	—
2号認定（教育）	—	—	—	—	—	—
B－A	—	—	—	—	—	—

【確保方策】

本町では、実施していません。

(2) 保育事業

	実績	推 計				
	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
A 量の見込み	127	120	117	115	113	111
2号認定（保育）	90	86	85	84	83	82
3号認定（0歳）	2	2	2	1	1	1
3号認定（1～2歳）	35	32	30	30	29	28
B 確保方策	180	175	175	175	175	175
2号認定（保育）		110	110	110	110	110
3号認定（0歳）		17	17	17	17	17
3号認定（1～2歳）		48	48	48	48	48
B－A	53	55	58	60	62	64

【確保方策】

全保育園 3 園で実施します。

なお、認定区分ごと及び保育園別の定員は 11 ページ「④利用定員の数」のに掲げるとおりです。

(3) 延長保育事業

	実績	推計				
	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
A 量の見込み	3,600	830	830	830	830	830
B 確保方策	3,600	900	900	900	900	900
B-A	0	70	70	70	70	70

※ 数値は、利用件数とする。

【確保方策】

① 実施場所

全保育園 3 園

② 実施日

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び保育園の休日並びに入園式、卒園式及び運動会を行う日を除いた日

③ 保育時間

ア 平日

午前 7 時 30 分から午前 8 時まで及び午後 4 時から午後 6 時 30 分まで

イ 土曜日

午前 7 時 30 分から午前 8 時まで及び午前 11 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(4) 一時保育事業

	実績	推計				
	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
A 量の見込み	103	40	40	40	40	40
B 確保方策	103	40	40	40	40	40
B-A	0	0	0	0	0	0

※ 数値は、利用件数とする。

【確保方策】

① 実施場所

全保育園 3 園

② 一時保育の利用限度

週 3 日以内かつ月 12 日以内

③ 保育時間

ア 平日

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 土曜日

午前 8 時 30 分から正午まで

(5) 病児・病後児保育事業

	実績	推計				
	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
A 量の見込み	6	5	5	5	5	5
B 確保方策	6	5	5	5	5	5
B - A	0	0	0	0	0	0

※ 数値は、利用件数とする。

【確保方策】

実施場所

全保育園 3 園又は健和会病院内の「おひさま “はるる”」で「病児保育」を行います。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

	実績	推計				
	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
A 量の見込み		21	21	21	21	21
B 確保方策		21	21	21	21	21
B - A		0	0	0	0	0

※ 数値は、利用件数とする。

【確保方策】

平成 27 年度から児童養護施設と契約し、新たに事業を実施します。

(7) 学童クラブ事業

	実績	推計				
	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
A 量の見込み	1,947	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
富草学童クラブ	82	900	900	900	2,700	900
大下条学童クラブ	885	900	900	900	900	900
新野学童クラブ	980	900	900	900	900	900
B 確保方策	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
B - A	753	0	0	0	0	0

※ 数値は、利用件数とする。

【確保方策】

① 実施場所

富草学童クラブ	役場富草出張所 機能訓練室
大下条学童クラブ	大下条小学校 旧公使室
新野学童クラブ	新野小学校 ミーティングルーム

② 開所時間等

区分	時間
月～金曜日	放課後～午後 6 時
土曜日及び学校行事による振替休日	午前 8 時～午後 6 時
春・年末年始の長期休業日	
夏の長期休業日	

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、計画を広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 多様な主体との連携による推進

本計画は、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭や地域をはじめ、保育園や学校、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

(2) 情報提供・計画の周知

広報あなん、町ホームページ及びケーブルテレビ等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

2 計画進捗・評価

計画の実行性を高めるために、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、本計画では各年における量の見込みと確保の内容について記載しており、計画通りの見込みと確保のバランスが取れているかを確認するため、点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。

第7章 資料

1 阿南町子育て支援に関するニーズ調査結果

宛名のお子さんご家族の状況についておうかがいします。

- 問1 この調査表にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親	2. 父親
68人	4人

- 問2 この調査表にご回答いただく方の配偶関係について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる	2. 配偶者はいない	未回答
67人	4人	1人

- 問3 宛名のお子さんの生年月を（ ）内に数字でご記入ください。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
1人	2人	10人	6人	11人	20人	22人

- 問4 宛名のお子さんを含め、お子さんは何人いらっしゃいますか。人数を（ ）内に数字でご記入ください。

子どもの数1人	2人	3人	4人	5人	6人
9人	33人	22人	7人	0人	1人

また、2人以上のお子さんがある場合には、末子の方の生年月をかつこ内にご記入ください。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
7人	15人	13人	7人	5人	6人	6人

宛名のお子さんの育ちをめぐる環境についておうかがいします。

- 問5 宛名のお子さんの子育て（教育を含む。）を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 父母	2. 主に母親	3. 主に父親	4. 主に祖父母
42	26人	2人	2人

- 問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む。）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 父母ともに	2. 母親	3. 父親	4. 祖父母	5. 幼稚園	6. 保育園
59人	10人	2人	28人	1人	51人

- 問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む。）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

1. 家庭	2. 地域	3. 幼稚園	4. 保育園	5. 認定こども園	その他
72人	31人	0人	69人	0人	2人

- 問8 日頃、宛名のお子さんを預かってもらえる親族や、友人・知人はいますか。

1. 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる	30人
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる	42人
3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	5人
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる	5人
5. いずれもない ⇒ 問9へ	3人

- 問8-1 問8で「1.」から「4.」に○をつけた方におうかがいします。

祖父母等の親族または知人・友人にお子さんを預かってもらっている状況について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特に問題はなく、安心してみてもらえる	50人
2. 預かってくれる人の身体的負担が大きく心配である	9人
3. 預かってくれる人の時間的制約、精神的負担が大きく心配である	4人
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	15人
5. 子どもたちの教育や発達にとってふさわしい環境が整っているか不安がある	2人
6. その他	4人

- 問9 宛名のお子さんの子育て（教育を含む。）をする上で、気軽に相談できる方はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. いる ⇒ 問9-1へ	2. いない⇒ 問10へ	3. 未回答
70人	1人	1人

- 問9-1 問9で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 祖父母等の親族	50人	7. 民生委員・児童委員	2人
2. 知人や友人	27人	8. かかりつけの医師	1人
3. 近所の人	3人	9. 自治体の子育て関連担当窓口	0人
4. 保健所・保健センター	2人	10. 子育て支援施設（児童館等）・NPO	0人
5. 保育士	16人	11. その他	1人
6. 幼稚園教諭	0人		

※ 回答は、複数あったため、問9の70人と一致しない。

- 問10（意見・要望の36ページに掲載）

宛名のお子さんの保護者の就労についておうかがいします。

■問 11 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をおうかがいします。

(1) 母親について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

※ 父子家庭の場合は、記入不要です。

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	25人	57人
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	3人	
3. パートタイム・アルバイト（フルタイム以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	27人	
4. パートタイム・アルバイト（フルタイム以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	13人	15人
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	2人	
6. これまで就労したことがない	0人	

(1)-1 (1)で「1. ～4.」（就労している）に○をつけた方におうかがいします。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」を（ ）内に数字でご記入ください。就労日数や就労時間が一定ではない場合には、もっとも多いパターンをご記入ください。

※ 産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

1週当たり平均	1日当たり平均
4.8日	6.9時間

(2) 父親について当てはまる番号1つに○をつけてください。

※ 母子家庭の場合は、記入不要です。

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	66人
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0人
3. パートタイム・アルバイト（フルタイム以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	0人
4. パートタイム・アルバイト（フルタイム以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0人
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	0人
6. これまで就労したことがない	0人
7. 未回答	6人

(2)-1 (2)で「1. ～4.」（就労している）に○をつけた方におうかがいします。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をカッコ内に数字でご記入ください。就労日数や就労時間が一定ではない場合には、もっとも多いパターンをご記入ください。

※ 育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

1週当たり平均	1日当たり平均
5.5日	9.2時間

- 問12 問11の(1)または問11の(2)で「3. ～4. (パート・アルバイト等での就労)」と答えた方におうかがいします。該当しない方は、問13へお進みください。フルタイムの就労への転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある	1人
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない	8人
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望	18人
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい	1人

(2) 父親

該当なし

- 問13 問11の(1)または問11の(2)で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまでに就労したことがない」と答えた方におうかがいします。該当しない方は、問14へお進みください。就労の希望はありますか。当てはまる番号・記号にそれぞれ1つずつ○をつけ、該当する箇所には数字をご記入ください。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	2人
2. 1年より先、一番下の子どもが（ 歳くらい）になったら就労したい	6人
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	4人
希望する就労形態	
ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）	1人
イ. パートタイム・アルバイト等（「ア」以外）	4人
1週当たり平均	1日当たり平均
4.8日	5.8時間

(2) 父親

該当なし

- 問14 現在就労している方、以前就労していた方におうかがいします。仕事と子育てを両立するうえで、大変だと感じることは何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 急な残業が入ってしまう	21人
2. 自分が急に病気・怪我をしたときや、子どもが急に病気になったとき、面倒をみってくれる人がいない	29人
3. 家族の理解・協力が得られない	3人
4. 職場の理解・協力が得られない	4人
5. 子どものほかに、面倒をみなければならない人がいる	1人
6. 子どもを預かってもらえる施設がみつからない	3人
7. 子どもと一緒に過ごす時間が少ない	25人
8. その他	5人
9. 特になし	14人

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についておうかがいします。

- 問 15 阿南町の子育て支援事業について、当てはまる項目欄の「はい」、「いいえ」のいずれかに○をつけてお答えください。

事業名／項目	知っている		利用したことがある		今後利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
1. 障害児保育	45人	26人	0人	51人	10人	29人
2. 未満児保育	65人	0人	57人	8人	26人	11人
3. 延長保育	64人	0人	56人	11人	37人	5人
4. 一時預かり	62人	5人	21人	41人	20人	18人
5. 特別保育	63人	4人	29人	23人	32人	8人
6. 子育て相談	65人	5人	16人	41人	28人	11人
7. さくらんぼの会	61人	1人	56人	9人	23人	13人
8. 病児・病後児保育	51人	19人	9人	46人	27人	14人

- 問 15-1 (意見・要望の 38 ページに掲載)

宛名のお子さんの町の子育て支援事業の認知度・利用状況についておうかがいします。

- 問 16 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」を利用していますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 利用している ⇒ 問 16-1 から問 16-4 へ	72人
2. 利用していない ⇒ 問 16-5 へ	0人

以下の問 16-1 から問 16-4 までは、問 16 で「1. 利用している」に○をつけた方におうかがいします。

- 問 16-1 宛名のお子さんは、現在、平日にどのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用している事業についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

※ 親族や知人等による預かりは除いてください。

1. 認可保育園(町の保育園など、国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の許可を受けたもの)	71人
2. 未回答	1人

- 問 16-2 現在利用している教育・保育の実施場所についておうかがいします。当てはまる番号1つに○をしてください。他の市町村の場合は、市町村名をご記入ください。

1. 阿南町	71人
2. 他の市町村	0人
3. 未回答	1人

- 問 16-3 平日に定期的に利用している教育・保育事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

(1) 現在の利用時間

回答者	1週当たり平均	1日当たり平均
71人	5.0日	8.2時間

(2) 希望の利用時間

回答者	1 週当たり平均	1 日当たり平均
71 人	5.0 日	7.9 時間

- 問 16-4 平日に定期的に教育・保育事業を利用されている理由についておうかがいします。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため	57 人
2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している	49 人
3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定である、求職中である	6 人
4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している	0 人
5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気・障害がある	0 人
6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である	1 人
7. その他	2 人

- 問 16-5 問 16 で「2. 利用していない」と答えた方におうかがいします。利用していない理由として、もっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。
該当なし

- 問 17 すべての方におうかがいします。現在利用している、していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育事業として、今後定期的に利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

※ 事業の中には、現在、阿南町内では実施していないものも含まれています。

1. 認可保育園（町の保育園など、国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の許可を受けたもの）	67 人
2. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）	5 人
3. 幼稚園（通常就園時間の利用）	3 人
4. 幼稚園の預かり保育（通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）	2 人
5. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）	3 人
6. 居宅訪問型保育（保育者が子どもの家庭を訪問し保育する事業）	2 人
7. 家庭的保育（育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業）	2 人
8. ファミリーサポートセンター（地域住民が子どもを預かり保育する事業）	4 人
9. その他の認可外の保育施設	0 人
10. その他	0 人

- 問 17-1 問 17 で答えた教育・保育事業について、どこで利用したいと考えますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 阿南町	69 人
2. 他の市町村	0 人
3. 未回答	3 人

- 問 18 保育園、幼稚園などの教育・保育施設を利用する際、期待することは何ですか。当てはまる番号に3つまで○をつけてください。

1. 集団生活を通しての社会性の育成	67人
2. 友だちづくり	52人
3. 基本的な生活習慣の確立	46人
4. 子育てに関する情報や、相談の場の提供	6人
5. 知的教育	6人
6. 心を豊かにする情操教育	24人
7. 運動能力、体力をつけること	12人
8. その他	1人

宛名のお子さんの土曜・休日定期的な教育・保育事業の利用希望についておうかがいします。

- 問 19 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。希望がある場合には、その理由（仕事、介護等）と利用したい時間帯を24時間制でご記入ください。

なお、これらの事業には、一定の利用者負担が発生します。

※ 親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

1. 利用の希望はない	50人
2. ほぼ毎週利用したい 利用したい時間帯 平均 8時から14時30分まで	2人
3. 月に1～2回程度利用したい 平均 8時から16時6分まで	19人
4. 未回答	1人

(2) 日曜日・祝日

1. 利用の希望はない	58人
2. ほぼ毎週利用したい	0人
3. 月に1～2回程度利用したい 平均 7時54分から17時6分まで	9人
4. 未回答	5人

- 問 19-1 問 20(1)もしくは問 20(2)で、「3. 月に1～2回程度利用したい」に○をつけた方におうかがいします。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 月に数回仕事が入るため	17人
2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため	1人
3. 親族の介護や手伝いが必要なため	1人
4. 息抜きのため	0人
5. その他	2人

宛名のお子さんの病気の際の対応についておうかがいします。

- 問 20 問 16 で、平日の定期的な教育・保育事業を利用していると答えた方におうかがいします。利用していらっしゃらない方は問 21 へお進みください。この 1 年間で、宛名のお子さんの病気・怪我により、普段通っている保育園などの保育・教育事業を利用できなかったり、欠席したりしたことはありますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. あった ⇒ 問 20-1 へ	2. なかった⇒ 問 21 へ	3. 未回答
58 人	13 人	1 人

- 問 20-1 宛名のお子さんが病気やけがで、教育・保育事業が利用できなかった際に、この 1 年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけてください。また、それぞれの日数をかっこ内に数字でご記入ください。
※ 半日程度であっても 1 日としてカウントしてください。

ア. 父親が休んだ	9 人	平均 3.9 日
イ. 母親が休んだ	37 人	平均 6.0 日
ウ. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	23 人	平均 2.9 日
エ. 父母のうち、就労していない保護者がみた	12 人	平均 10.3 日
オ. 病児・病後児保育事業を利用した	0 人	
カ. ベビーシッターなどを利用した	0 人	
キ. 仕方なく子どもだけで自宅で過ごした	1 人	平均 2.0 日
ク. その他	1 人	平均 4.0 日

- 問 20-2 問 20-1 で「ア.」または「イ.」と答えた方におうかがいします。その際、病児・病後児保育施設等を利用したいと思われましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒問 20-3 へ	16 人	平均 3.1 日
2. 利用の希望はない ⇒問 20-4 へ	27 人	

- 問 20-3 問 20-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えた方におうかがいします。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれかの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

※ 現在阿南町では、実施していないものも含まれています。

1. 他の施設（幼稚園等）に併設した施設で子どもを保育する事業	7 人
2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	15 人
3. 地域住民が子育て、家庭等身近な場所で保育する事業（ファミリーサポートセンター等）	3 人
4. その他 ⇒問 21 へ	0 人

- 問 20-4 問 20-2 で「2. 利用の希望はない」と答えた方におうかがいします。そう思われる理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安	12 人
2. 地域の事業に不安がある	1 人
3. 地域の事業の利便性（立地、利用可能時間や日数など）がよくない	1 人
4. 利用料がかかる・高い	2 人
5. 利用料がわからない	8 人
6. 親が仕事を休んで対応する	12 人
7. その他 ⇒問 21 へ	人

- 問 20-5 問 20-1 で「ウ」から「ク」のいずれかに回答した方におうかがいします。その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、「ウ」から「ク」の日数のうち仕事を休んで見たかった日数についても()内に数字でご記入ください。

1. できれば仕事を休んで看たい⇒ 問 21 へ	21 人	平均 4.7 日
2. 休んで看ることは非常に難しい⇒ 問 20-6 へ	6 人	

- 問 20-6 問 20-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○を付けられた方におうかがいします。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みを取るの難しい	3 人
2. 自営業なので休めない	2 人
3. 休暇日数が足りないので休めない	0 人
4. その他	2 人

- 問 21 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間のおよその利用日数もご記入ください。

※ 平日の日中に定期的に利用している保育や、病気による利用は除いてください。

1. 一時保育（理由を問わず、保育園等で一時的に子供を保育する事業）	3 人	日数は未回答
2. 幼稚園の預かり保育（不定期に利用している場合のみ）	0 人	
3. ベビーシッター	0 人	
4. その他	0 人	
5. 利用していない	66 人	

- 問 21-1 問 21 で「5. 利用していない」と回答した方におうかがいします。現在利用していない理由はなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 利用する必要がない	63 人
2. 利用したい事業が地域にない	0 人
3. 地域の事業の質に不安がある	0 人
4. 地域の事業の利便性（立地・開催時間・日数等）が悪い	0 人
5. 利用料がかかる・高い	5 人
6. 利用料がわからない	3 人
7. 自分が事業の対象になるのかがわからない	3 人
8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない	3 人
9. その他	1 人

- 問 22 すべての方におうかがいします。宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい教育・保育事業を利用する必要があると思いますか。当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、おおよその希望日数を（ ）内に数字でご記入ください。

1. 利用したい	25人	
ア. 私用（買い物、習い事等）、リフレッシュ目的	11人	平均 7.4 日
イ. 冠婚葬祭、学校行事、家族の通院 等	17人	平均 8.4 日
ウ. 不定期の就労	9人	平均 29.6 日
エ. その他	2人	日数は未回答
2. 利用する必要はない	42人	

- 問 23 問 22 で「1. 利用したい」と答えた方におうかがいします。問 21 の目的で不定期にお子さんを預ける場合に、どのような事業形態を利用したいですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

※ 事業の中には、現在阿南町内では実施していないものも含まれています。

1. 保育園・幼稚園等の大規模施設で保育する事業	23人
2. 地域子育て支援拠点等の小規模施設で保育する事業	7人
3. ファミリーサポートセンター等の地域住民が子どもを預かる事業	4人
4. その他	0人

宛名のお子さんの宿泊を伴う一時預かりの利用についておうかがいします。

- 問 24 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外に預けなければならないことはありましたか。当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、その日数を（ ）内に数字でご記入ください。

1. あった（預け先が見つからなかった場合も含む）	14人	
ア.（同居者を含む）親族・知人に預けた	14人	平均 5.3 泊
イ. 保育事業（認可外保育、ベビーシッターなど）を利用した	0人	
ウ. 預け先が見つからず、子どもを同行させた	0人	
エ. 預け先が見つからず、子どもだけで留守番させた	0人	
オ. その他	0人	
2. なかった	58人	

- 問 24-1 問 24 で「ア.（同居者を含む）親族・知人に預けた」と答えた方におうかがいします。宛名のお子さんを親族・知人に見てもらうことに困難さがありましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 非常に困難	0人
2. どちらかというと困難	2人
3. 特に困難さはなかった	12人

宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についておうかがいします。

以下の問 25 から問 28 までは、宛名のお子さんの生年月日が平成 20 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日まで（年長）の方におうかがいします。宛名のお子さんの生年月日が平成 21 年 4 月 2 日以降の方は、問 29 にお進みください。

- 問 25 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（小学校下校後）の時間を、どのような場所で過ごさせたいと考えますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。また、それぞれ週当たりの利用希望日数や時間をご記入ください。時間は、24 時間制でご記入ください。

1. 自宅	20 人	週平均 4.8 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	5 人	週平均 4.0 日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）	10 人	週平均 1.6 日くらい
4. 学童クラブ	8 人	週平均 3.3 日くらい
5. 図書館	5 人	週平均 1.0 日くらい
6. 公園	2 人	週平均 2.5 日くらい
7. その他	1 人	週平均 3.0 日くらい

- 問 26 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4年生～6年生）のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。また、それぞれの週当たりの利用希望日数や時間をご記入ください。時間は、24 時間制でご記入ください。

1. 自宅	21	週平均 4.1 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	5 人	週平均 3.1 日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）	14 人	週平均 1.8 日くらい
4. 学童クラブ	5 人	週平均 3.2 日くらい
5. 図書館	5 人	週平均 1.0 日くらい
6. 公園	3 人	週平均 2.3 日くらい
7. その他	1 人	週平均 3.0 日くらい

- 問 27 問 25 及び問 26 で「4. 学童クラブ」を選んだ方におうかがいします。宛名のお子さんについて、土曜日や日曜日・祝日、休校（園）日に学童クラブの利用希望はありますか。(1)～(3)それぞれについて、当てはまる番号 1 つに○をつけ、利用したい時間帯をカッコ内に 24 時間制でご記入ください。

(1) 土曜日

1. 低学年の間は利用したい	3 人
2. 高学年になっても利用したい	2 人
3. 利用の希望なし	12 人
利用したい時間帯	平均 8 時から 17 時まで

(2) 日曜日・祝日

1. 低学年の間は利用したい	2 人
2. 高学年になっても利用したい	0 人
3. 利用の希望なし	12 人
利用したい時間帯	平均 8 時から 17 時まで

(3) 長期休暇中（夏休み、春休み）

1. 低学年の間は利用したい	5人
2. 高学年になっても利用したい	3人
3. 利用の希望なし	8人
利用したい時間帯	平均8時24分から16時36分まで

- 問28 学童保育園・学童保育を利用する際、どのようなことを期待しますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの居場所の確保	14人
2. 集団生活を通じた社会性の育成	8人
3. 友だちづくり	8人
4. 基本的な生活習慣の確立	3人
5. 子育てに関する情報や、相談の場の提供	2人
6. 知的教育	1人
7. その他	1人

すべての方に、育児休業等についておうかがいします。

父母ともに、これまで就労したことがない場合は、問30へお進みください。

- 問29 宛名のお子さんが生まれたとき、母親・父親のどちらか、または双方が育児休業を取得しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。また、取得していない場合には14ページの点線内に記載されている「取得していない理由」の中から、当てはまるものすべてを選び、（ ）内にご記入ください。

(1) 母親

1. 取得した（取得中である）	27人
2. 取得していない	43人
取得していない理由	
1. 就労していなかったため	20人
2. 配偶者が育児休業を取得したため	0人
3. 祖父母等の親族にみてもらえたため、制度を利用する必要がなかったため	0人
4. 子育てや家事に専念するため退職したため	16人
5. 保育所などに預けることができたため	0人
6. 仕事が忙しかったため	0人
7. 産休後、早く仕事に復帰したかったため	0人
8. 昇給・昇格などが遅れそうだったため	0人
9. 収入が減ると経済的に苦しいため	0人
10. 育児休業制度を知らず、退職したため	0人
11. 職場に育児休業制度がなかったため	6人
12. 育児休業の取得要件を満たさなかったため	2人
13. 育児休業が取れることを知らなかったため	0人
14. 職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があったため	1人
15. その他	4人

(2) 父親

1. 取得した（取得中である）	1人
2. 取得していない	54人
取得していない理由	
1. 就労していなかったため	0人
2. 配偶者が育児休業を取得したため	18人
3. 祖父母等の親族にみてもらえたため、制度を利用する必要がなかったため	6人
4. 子育てや家事に専念するため退職したため	0人
5. 保育所などに預けることができたため	0人
6. 仕事が忙しかったため	8人
7. 産休後、早く仕事に復帰したかったため	0人
8. 昇給・昇格などが遅れそうだったため	0人
9. 収入が減ると経済的に苦しいため	8人
10. 育児休業制度を知らず、退職したため	0人
11. 職場に育児休業制度がなかったため	4人
12. 育児休業の取得要件を満たさなかったため	0人
13. 育児休業が取れることを知らなかったため	1人
14. 職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があったため	5人
15. その他	12人

■問 29-1 問 29 で、父母のいずれか、または双方が「2. 取得した（取得中である）」と答えた方におうかがいします。育児休業後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した	21人
2. 現在も育児休業中である	1人
3. 育児休業中に離職した	6人

(2) 父親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した	1人
2. 現在も育児休業中である	0人
3. 育児休業中に離職した	0人

以下問 29-2 から問 29-5 までは、問 29-1 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方におうかがいします。

■問 29-2 育児休業から復帰したのは、年度初めの保育園入所に合わせたタイミング（4月または3月末）でしたか。あるいはそれ以外でしたか。

(1) 母親

1. 年度初めの保育園入所に合わせたタイミング	7人
2. それ以外	5人

(2) 父親

1. 年度初めの保育園入所に合わせたタイミング	0人
2. それ以外	1人

- 問 29-3 育児休業後、職場へ復帰したのは宛名のお子さんが何歳何か月のときでしたか。また、希望としては何歳何か月まで取りたかったですか。お勤め先の育児休業制度の期間内でご記入ください。()内に数字でご記入ください。

(1) 母親

1. 職場復帰したとき	平均1歳4か月
2. 希望	平均1歳10か月

(2) 父親

1. 職場復帰したとき	回答なし
2. 希望	回答なし

- 問 29-4 問 29-3 で実際の復帰時期と希望する復帰時期が異なる方におうかがいします。希望の時期に職場復帰しなかった理由はなんですか。最も重要だった理由1つを選び、ご記入ください。

(1) 母親

1. 希望する保育園に入るため	0人
2. 希望する保育園に入れなかったため	0人
3. 配偶者や家族の希望があったため	1人
4. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため	3人
5. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため	2人
6. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため	0人
7. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため	0人
8. 子どもを預かってくれる人がいなかったため	0人
9. その他	3人

(2) 父親

回答なし

子育て全般についておうかがいします。

- 問 30 現在の子育てについて、不安に感じていることや、負担に感じていることはありますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子育てについて、特に不安などはない	17人
2. 子育てや教育にかかる経済的負担が大きい	28人
3. 仕事と子育ての両立が難しい	23人
4. 子どもの育て方、接し方がわからない	6人
5. 家族の理解や協力が得られない	3人
6. 子どもの健康や、発達に不安がある	7人
7. 子どもの教育について不安がある	12人
8. 教育・保育事業が利用しにくい	0人
9. 不安や悩みを相談する相手や場所が周囲にない	1人
10. 小さな子どもにとって安全な遊び場所が身近にない	26人
11. 自分のための時間や、リフレッシュの時間がとれない	37人
12. 子どもの友だち付き合いが心配である	11人
13. その他	1人

- 問 31 お子さんの子育て（教育を含む）に関する不安や悩みがあるとき、どなたに相談していますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 家族・親族	65人	6. かかりつけの病院	10人
2. 友人・知人	53人	7. 役場の子育て関連窓口	0人
3. 近所の人	5人	8. その他	2人
4. 保育園、幼稚園、小学校の先生	45人	9. 身近に相談相手がいない	0人
5. 民生委員、児童委員	1人	10. 相談することはない	0人

- 問 32 子育て支援で、もっと力を入れてほしいものはなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

※ 事業の中には、現在阿南町内では実施していないものも含まれています。

1. 地域子育て支援拠点（親子が集まって遊んだり情報提供したりする場所）の整備・充実	29人
2. 子どもだけで安心して遊べる場所づくり	48人
3. 親子で楽しめる、劇や音楽会などの文化事業の充実	14人
4. 身近にある自然や伝統文化などと触れ合う機会の提供	18人
5. 食育に関する事業	14人
6. 子育てに関する相談窓口、情報提供の場の充実	5人
7. 教育・保育事業の質の向上、体制の強化	14人
8. 学童保育の整備・充実	12人
9. ファミリーサポートセンター等の地域住民が子どもを預かる事業	5人
10. 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備のための、企業に対する働きかけ	23人
11. 求職中の保護者に対する就労支援	7人
12. 家庭に対する財政的な支援の充実	23人
13. その他	1人

- 問 33（意見・要望の 41 ページ）

■意見・要望

問 10 子育て（教育を含む。）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいと思われますか。それぞれの時期について、ご自由にご記入ください。

① 妊娠中

- ・ お金
- ・ 体調の変化が著しいので、家事や胎児の兄弟姉妹の面倒
- ・ マタニティヨガなど軽い運動ができるプログラムづくり（町内で）
- ・ 病院から妊娠期の過ごし方や悪阻などについて主人に説明してほしい。
- ・ 上の子の遊び相手
- ・ つわりで料理などができないときに、祖母に助けてもらえるとありがたい。
- ・ 安心して働いたりできるように身近な人の気遣いも大切だと思う。
- ・ 通院時の送迎。近くに産科医院
- ・ 初産であれば出産への不安を相談する機会があれば良い。

- ・ 父親、夫の協力、夫の理解
 - ・ 上の子をケアしてくれる人（夫）
 - ・ 自由に身動きがとれない分、何かの時には預かってもらえるだけでもありがたい。
 - ・ 健診補助券はとても助かった。
 - ・ 出産後の経済的支援の紹介の充実（チャイルドシートの補助金など）
- ② 出産後
- ・ お金
 - ・ 上の子と関われる時間・下の子をみてほしい。
 - ・ 赤ちゃんの世話（オムツ交換、お風呂など母親じゃなくても可能なこと）や家事を分担
 - ・ 上の子の保育園送迎
 - ・ 家事代行
 - ・ 祖父母に手伝ってもらえると助かる。体調がすぐれないときなど。
 - ・ 保育園の子どもを親の代わりに迎えに行ってくれる。
 - ・ 初めての人はわからないことばかりで心配なこともあるので、気軽に相談できる所があればいいと思う。
 - ・ 子どもの世話ができる人（今回は、妹を呼びました。）
 - ・ 出産後、保健師さんが訪問してくれたのがうれしかった。
 - ・ 気軽に集える場所と時間
 - ・ 祖父母
 - ・ 夫の協力
 - ・ 保育園や習い事の送迎やなるべく母親が他の兄弟に関われるようその間に赤ちゃんを実母などにみてもらいたい。
 - ・ 夫に積極的に家事、子育てを手伝ってもらいたい。気軽に相談できるサロンみたいな施設があるといいと思う。
 - ・ 上の子の保育利用、訪問助産師、保健師
- ③ 乳幼児期
- ・ お金
 - ・ 運動、ひらがななどとりいれてほしい。
 - ・ この時期の子どもが安全に遊ぶことのできる場所づくり
 - ・ 病児期の預かり
 - ・ 専門知識
 - ・ 子育てについて、同じ立場の人たちが集まって話し合える場があるとよい。（今もありますが）
 - ・ しつけなどの相談が保育士さんなどと相談ができるといいです。
 - ・ 上の子供の世話（保育園へ送迎）
 - ・ 子育てをしている親は、親と言っても子育て経験が初心者なので、子育て上級者のおじいさんおばあさん世代の方と子どもが接する機会を作ってもらえれば、子どもたちにとって親とは違った教育ができると思いました。
 - ・ 子育て支援で母子ともに参加できる楽しい行事を増やしてほしい。
 - ・ 子育て支援の会などに参加させてもらい、良かったです。保育所も延長保育や希望保育などしっかりやっけていただいているのでありがたいです。
 - ・ 父親、祖父母
 - ・ 保育園、延長保育
 - ・ 夫の協力
 - ・ 相談相手になってくれるような友人がいるといい。

- ・ 用事で子どもを預かってほしい時、保育園で一時保育をお願いできてとても助かりました。何回か利用しましたが、できたら料金がもう少し安かったらなと思いました。周りをお願いできる人がいないので（1日も）、何回かお願いすると結構な額になります。安心して預けられる所なので、利用しやすい金額になるといいなあと思います。（身体が疲れてしまっている時などみてもらえると助かるので。）
 - ・ 支援室の充実
- ④ 学童期
- ・ お金
 - ・ 子どもたちに声をかけてほしい。
 - ・ 学童に預けるうえで、安心してあずけられるようにしてほしい。
 - ・ 学童クラブの充実
 - ・ 長い休みのときに、学童に預けることがあるのですが、もう少し融通をきかせて、親や子どもの意見もとり入れてほしいです。
 - ・ 夕方まで子どもをみてるような施設
 - ・ 経験談
 - ・ 勉強の仕方や遅れていることなどフォローしていただける方がいると思う。
 - ・ 通学中の補助員（同級生、学生が少ないので、通学中が心配）
 - ・ 子育てをしている親は、親と言っても子育て経験が初心者なので、子育て上級者のおじいさんおばあさん世代の方と子どもが接する機会を作ってもらえれば、子どもたちにとって親とは違った教育ができると思いました。
 - ・ 休日に預かってもらえる場所があればいい。
 - ・ もう少し夕方早い時間に通える子ども対象のスポーツクラブ
 - ・ 父親、祖父母
 - ・ 夫の協力
 - ・ 何か急用ができたとき、預かってくれるような友人、知人
 - ・ 振替休日や下校時間が早いなど、保育園と比べ仕事がかたくなる。学童以外にも子どもを預けられる場所があると利用しやすい。
 - ・ 就業後の児童館（預かり）

問 15-1 子育て支援事業について、事業内容、場所、利用時間、料金、職員の配置などの点でご意見・ご要望がありましたらお書きください。

- ・ 特別保育（土曜保育）は、人数の関係もあると思うのですが、預ける子どもが知っている保育士をつけてほしい。子どもが安心して過ごせるようにしてほしい。
- ・ 病児病後時保育は健和会病院でやっているものことですか？町内でもやっていたら預けたいが、飯田まで行って預けるのは親にも本人にも負担になってしまうので、利用できず残念に思う。
- ・ 料金も安く助かっています。ありがとうございます。
- ・ 未満児保育を現在、資格のない方が見ているのはとても良くないと思います。いくらないからと主婦の方を頼むのはどうかと思います。未満児も大切な時期なので、もう少し考えてあげた方がいいと思います。早目の改善をお願いします。
- ・ 保育料に比べ、一時預かりが割高である。割に合った料金に（保育料を上げるか、一時預かりを下げるか）してほしい。

- ・ 延長保育を19時までやっていただけるとありがたいです。（子どもの迎えを理由に仕事を途中で切り上げたり、研修を欠席することがあるので。）
- ・ 保育園の職員の方々が資格を持っていない方がパートで働いている点に驚いています。30～40代の保育士を増やすことは難しいのでしょうか。
- ・ 土曜日、お盆など急な状況であっても仕事を理解していただき、快く対応いただき本当に感謝しています。本当に有難いです。
- ・ いろいろとやっていただいているのでありがたいです。しっかり利用させていただいています。
- ・ 延長保育を19時までにしてほしいです。
- ・ 病児・病後児保育は、実際保育園は集団の場なので利用しにくい。
- ・ あまり例はないかもしれませんが、上の子2人が大きいので、末の子が年少で入園する時、上の子は高校生になるため、保育料が第1子の金額になってしまいます。第3子で安く済むと思ったら、第1子の金額になるので残念です。高校生からかかる金額も大きいので、補助が出ているといってもさほど感じません。阿南町から飯田の高校へ通うとなると、時間も親の労力もお金もかかります。（定期券は補助して頂いています。）阿南町では、上の子の年齢制限なしに保育料を設定してほしいです。

問33 最後に、子育て支援全般でご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にご記入ください。

- ・ 学童保育、いつもみていただきありがとうございます。
ただ、シルバーさんだけでははっきり言って心配です。小学校の方で先生がみていただくか、もしくはシルバーさん1人＋支援学級の先生が一人ついてみていただければ、預ける保護者の方が安心です。考えていただければうれしいです。
- ・ 特にはないが、阿南町ではたくさんの支援をしてもらえる方だと思うが、あまり知られていないと思う。もう少しアピールした方がいいと思う。
- ・ 2世帯の家だと、広報など回覧板を若い世代が見ないまま、他家に回されたり、資源回収などに出されてしまい、見ていないから知らないというのがある。
- ・ 児童館兼図書館のような子どもが自分で歩いて遊びに行かれる施設が新野にあるといいです。放課後、宿題をしたり調べ学習をしたり工作をしたり友達と遊んだりできる場です。日中は赤ちゃん連れのママたちの交流の場やお年寄りが趣味を楽しんだり、お茶したりなどの利用できるようにしては。
- ・ 子育て世代のパパママが横につながるような場が欲しいと感じることもあります。学校に行っても寄るところもないし、広報紙なども受け取るのは年寄りでパパママは読んでいないのでは？情報を共有できるかどうかは不安のない育児をするためのポイント。
- ・ 新野は安全安心な子育てのための地理的条件が満たされているし、地域住民の「地域で子育て」意識も高いです。商店街は新野の子どもを全員知っています。加えて診療所、歯科、郵便局、銀行、日常的な買い物にさほど不便でもなく阿南町で子育てするなら新野がオススメ！！というくらい目指してよいのではないのでしょうか。
- ・ 保育園の人数がだんだんと少なくなってきています。多いからいいというわけではありませんが、集団生活として人数が少ないとできないことも色々あるんじゃないかなと思います。

- ・ 小人数はそれなりにいいところもたくさんあると思います。しかし、1学年が1～2人ということは、大きくなっての部活やスポーツなど限られてきてしまう面が出てきてしまうのではないのでしょうか。
- ・ 将来的に阿南町の保育園を一緒にするという方針も視野に入れていくべきだと思います。
- ・ 阿南町には公園が1か所しかなく、子どもが自由に遊べる場所がもっとあったらいいと思います。
- ・ 保育園での約束事がなあなあになりつつあることがあります。外国からお嫁に来てくれる方に対し、今まで決めてあったことを、その方に合わせたことで派手になっていることがあるので、決めたことは守るようにしてほしいです。
- ・ 学童保育一見してもらった側の子どもたちにもその場での過ごし方をきちんと説明する必要があります。
- ・ 親だけで子供を育てることが本当に子供にとって良いことなのか子育てをしているといつも考えてしまいます。保育所だけでなく、もっと子供が地域の方とふれあえるような場所や機会がたくさんあると良いなと思いました。
- ・ 田舎なので馴れ合いが強く、個人情報を守らない役場関係者、先生などが気になる。
- ・ 子どもが遊べる公園、雨の日でも行けるような室内施設があると嬉しい。
- ・ 保育園の先生方、園の雰囲気はとても良く、大変満足している。
- ・ 保育料の安さ、嬉しいです。
- ・ 阿南町に子どもたちが遊べるきれいで安心な公園をつくってほしいです。
- ・ いつも、保育所には大変お世話になっております。子どもも、保育所が大好きで毎日楽しみに保育所に通園しています。それだけ、保育所に行く魅力があるのだと思います。いろいろと子育て支援としてやっていただいているのでありがたいです。希望保育や延長保育など、よく利用させていただいておりますが、しっかり手をかけてみてくださるのでありがたいです。これからもよろしくお願いします。
- ・ 公園などの遊び場が少々悲しいことがあります。遊具がだいぶ老朽化して、壊れて使えないものや危険なものなどがあります。もう少し、子どもたちが安心して遊べる場所や遊具の確保をお願いできたらと思います。
- ・ 保育園の降園時間が11月～3月までは16時降園ですが、仕事をしていたりすると仕事の時間を変更するのは難しいと思いますので、年間を通して16時半にさせていただきたいです。16時となっていますが、16時半までは見ていただけていますが、16時で降園している方もいますので、子どもがかわいそうなので早く行ってあげたいと思う気持ちになると思います。
- ・ 民生委員の方にお世話になり、ありがたく思います。
- ・ 以前は、19:00ぐらいまで保育園で利用させていただいたときもありましたが、今は一人だけみてもらうのも気が引けてもいます。また、これから、このアンケートにもありました、阿南町の支援やサポートをご利用させていただく機会があると思いますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。
- ・ ここ数年さくらんぼの会や未就園児交流会に参加させていただき、毎回子どもたちが楽しめる催しを考えてくださり、大変感謝しております。これからもこのような会がずっと続けられることを願っています。
- ・ 阿南町には、未満児保育も安い料金で利用することができ、良かった。子育てに関わってくれる人が多いほど子育てしやすいと思います。誰でも利用しやすい様々な支援が充実してほしいです。

- 出産してしばらくした頃から、子育て支援を利用して（拠点）気の合うお友達と子育てに関する相談や、悩んでいることを話せて良かったと思います。保育士さんも顔を出してくれて、相談を聞いてもらったりしたので、町の支援がどのようなものがあるのかも知ることができました。子供も保育士さんや場所に早くから慣れたせいか入園してからもスムーズに園に馴染んでいくことができました。とてもいい事業だと思うので、一時保育へ預ける料金設定を考慮してもらえるといいなあと思います。誰にも（親、親戚がいないと）預けられないとなると保育園が頼りです。一人で抱え込まないためにももう少し気軽に預けられるといいと思います。
- 阿南町は他の市町村に比べ保育料が安く、希望したときにすぐに入園させてもらえてとても助かりました。
- 保育園に希望すればすぐ入園できありがたく思います。子育て支援事業も頑張って色々企画していただき、利用させていただいています。
- 保育士さんの中間層の年齢が少ないので、結婚、出産しても続けやすいよう配慮していただきたいです。
- 子どもの人数が少なすぎて将来、社会に出たときの不安や、やりたい事（習い事）を満足にさせてあげられない環境にある事に不安を感じる。

2 阿南町保育園利用者負担徴収基準額表

階層区分		新制度								旧制度				
		利用者負担月額（円）				国が定めた上限額				在籍入園児童の属する世帯階層区分		保育料月額（円）		
		3歳以上		3歳未満		3歳以上		3歳未満						
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児			
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	
第2	町民税非課税世帯	3,000	2,800	4,500	4,300	6,000	6,000	9,000	9,000	第2	第1階層及び第4階層から第8階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	4,500	3,000
		1,500	1,300	2,200	2,000								2,200	1,500
		1,000	800	1,000	800								1,000	1,000
第3	町民税所得割課税額 48,600円未満	6,600	6,400	8,650	8,450	16,500	16,300	19,500	19,300	第3	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税課税世帯	8,650	6,600
		3,300	3,100	4,300	4,100								4,300	3,300
		1,000	800	1,000	800								1,000	1,000
第4	町民税所得割課税額 97,000円未満	9,200	9,000	12,600	12,400	27,000	26,600	30,000	29,600	第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	12,600	9,200
		4,600	4,400	6,300	6,100								6,300	4,600
		1,000	800	1,500	1,300								1,500	1,000
第5	町民税所得割課税額 169,000円未満	12,450	12,250	19,800	19,600	41,500	40,900	44,500	43,900	第5	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上	19,800	12,450
		6,200	6,000	9,900	9,700								9,900	6,200
		1,500	1,300	2,000	1,800								2,000	1,500
第6	町民税所得割課税額 301,000円未満	14,150	13,950	24,100	23,900	58,000	57,100	61,000	60,100	第6	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円未満	24,100	14,150
		7,000	6,800	12,000	11,800								12,000	7,000
		1,500	1,300	2,500	2,300								2,500	1,500
第7	町民税所得割課税額 397,000円未満	14,650	14,450	25,250	25,050	77,000	75,800	80,000	78,800	第7	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上	25,250	14,650
		7,300	7,100	12,600	12,400								12,600	7,300
		1,500	1,300	3,000	2,800								3,000	1,500
第8	町民税所得割課税額 397,000円以上	19,200	19,000	32,800	32,600	101,000	99,400	104,000	102,400	第8	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	734,000円未満	32,800	19,200
		9,600	9,400	16,400	16,200								16,400	9,600
		2,000	1,800	4,000	3,800								4,000	2,000

(注) 1 対象児童は、中学校卒業までの児童とし、対象児童のなかで最も年齢が高い児童を第1子、第1子の次に年齢が高い児童を第2子、第1子、第2子以外の児童を第3子以降とする。
2 中段の金額は第2子、下段の金額は第3子以降の徴収基準額とする。

阿南町教育委員会
子ども教育係・保育園